平成２８年（フ）第３０５号
盛岡市月が丘３丁目29番14号　萩原アパート３号
債務者　佐々木　翔
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第７７号
福島県会津若松市八日町７番10号、前住所岡山県岡山市中区土田1523番地　レオパレスサンシャイン土田103号室
債務者　堺　　晋一
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２８年（フ）第１７４９号
名古屋市中川区長須賀３丁目201番地　ダイアパレス伏屋弐番館306号
債務者　半田実千代
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１７９２号
愛知県春日井市前並町１丁目６番地３　ロフティ春日井Ⅲ804号
債務者　中島あゆ美
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２９１号
愛知県一宮市大和町毛受字浜田83番地１　レオパレスサンシャインⅠ102号
債務者　高橋　安伸
1　決定年月日時　平成28年12月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３４３号
兵庫県姫路市勝原区宮田64番地１
債務者　つね吉こと　橋本八重子
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第４６５号
兵庫県加古郡播磨町宮北２丁目12番１号
債務者　下　　賢一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３８号
奈良県奈良市今在家町30番地
債務者　松嶋　　恵
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３４６号
奈良県大和郡山市新町901番地17
債務者　蓮井　仁己
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第３４７号
奈良県大和郡山市新町901番地17
債務者　蓮井　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１７２０号
長崎市油木町35番８号クレセント105号室、住民票上の住所福岡市東区箱崎ふ頭３丁目１番15―1025号
債務者　三ケ島太一
1　決定年月日時　平成28年12月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７５０号
福岡県朝倉郡筑前町二245番地３　フローラ綾　105号
債務者　松下ふみ子
1　決定年月日時　平成28年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７５４号
福岡市東区若宮３丁目３番28―201号
債務者　永溪　雅子（旧姓財津）
1　決定年月日時　平成28年12月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６１号
福岡市南区寺塚２丁目12番１号
債務者　澤北　裕子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７６２号
福岡市南区寺塚２丁目12番１号
債務者　澤北　愛香
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７７７号
福岡市南区野間１丁目10番７号
債務者　田中まり子
1　決定年月日時　平成28年12月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７８８号
福岡県宗像市鐘崎220番地３　県営鐘崎団地１棟203号
債務者　灘邉　みき（旧姓一ノ瀬）
1　決定年月日時　平成28年12月７日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年２月６日まで
福岡地方裁判所第４民事部